

2025年度

フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格

認定審査要項

特定非営利活動法人

日本フェミニストカウンセリング学会

## フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター 資格認定審査要項

フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターとは、フェミニズムあるいはジェンダーの視点に立って、DVや性暴力・虐待被害当事者などを支援、擁護する活動を担っている人たちのための資格です。

被害当事者支援活動は多岐にわたりますが、たとえば民間シェルター、配偶者暴力相談支援センター・男女共同参画センターなどの相談や社会資源などの情報提供、裁判支援や同行支援などの活動を行なっている人、あるいは女性のためのグループ活動（自助やCRグループのファシリテーター、各種グループトレーニングなど）を行っている人を対象としています。

### 1、申請要件

別紙(フェミニストカウンセラー資格申請書)にあるA フェミニストカウンセリング研修歴、B 経験時間または活動経験、C レポートを全て満たした者が認定審査を受けることができます。

### 2、申請手続き

①次の書類を2025年3月3日（月）～3月28日（金）（必着）の間に「特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会事務局」まで郵送して下さい。

- (1) 申請者プロフィール（提出書類Ⅰ）
- (2) フェミニストカウンセラー資格認定申請書（提出書類Ⅱ）
- (3) 活動経験に関する書類（提出書類Ⅲ）  
① 複数機関で活動している場合は必要な枚数をコピーして使用して下さい。
- (4) 機関証明書（提出書類Ⅳ）
- (5) レポート（提出書類Ⅴ） ※書類選考結果後案内します。  
応募の動機、資格の活用の仕方など3000字以内にまとめる。

②試験料 1万円を2025年3月28日（金）までに、同封の払込取扱票で郵便局よりお支払い下さい。

振込先 口座番号：00150-3-120145  
口座名称：FC 学会事業企画

3、フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターの認定を受けた方には、認定証が交付され、  
フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターとして登録がされます。  
登録料は2万円です。

10. 特別措置で資格申請をされる方は、A フェミニストカウンセリング研修歴のうち「上級研修」、  
B 経験時間または活動経験、C レポートを全て満たした者が認定審査を受けることができます。「フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格申請書」のAのグレーの欄を  
ご記入のうえ、B、C とともにご提出ください。なお、上級研修以外の教育訓練受講歴がある方は、受講された講座の欄もご記入ください。

11. 問い合わせについて

上記事項に関する問い合わせについては、特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会事務局まで、FAXまたはmailでお問い合わせください。

学会事務局 FAX : 03-5244-5212

mail : nfc@nfc505.com

特定非営利活動法人  
日本フェミニストカウンセリング学会  
〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町 3-2-2  
天心館ビル 102  
TEL/FAX 03-5244-5212